

## 令和5年度文京区特別職報酬等審議会の要旨

- 1 日時  
令和5年11月13日（月） 午後6時から午後7時まで
- 2 会場  
文京シビックセンター16階 庁議室
- 3 出席者  
【会長】吉岡 新委員【職務代理者】諸留 和夫委員  
【委員】雨宮由卓委員、石原真美委員、鶴野眞理子委員、川村明久委員、柴田浩子委員、  
千代和子委員  
(中尾文香委員、野本章平委員は欠席)  
  
【事務局】  
総務部長、総務部総務課長、総務部職員課長、企画政策部財政課長
- 4 配付資料  
次第  
資料第1号 文京区特別職報酬等審議会条例  
資料第2号 文京区特別職報酬等審議会の運営等について  
資料第3号 文京区長及び副区長給与条例  
資料第4号 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例  
資料第5号 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
資料第6号 特別職等の職務  
資料第7号 文京区の財政状況  
資料第8号 令和5年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要  
資料第9号 文京区特別職報酬等月額（増減率）の推移  
資料第10号 特別区比較資料
- 5 会議の概要
  - (1) 委嘱式、副区長挨拶 18:02
  - (2) 会長及び職務代理者の選任 18:07  
審議会条例第5条第2項の規定により、吉岡委員を会長に選任  
審議会条例第5条第4項の規定により、吉岡会長が諸留委員を職務代理者として指名
  - (3) 審議会の運営等について 18:10  
資料第2号
  - (4) 資料説明  
資料第7号・・・財政課長説明 18:12  
資料第8号・・・職員課長説明 18:22  
資料第3号から第6号まで、第9号及び第10号・・・総務課長説明 18:25
  - (5) 事務局案の説明 18:30  
参考資料 特別職の報酬等の改定について（案）・・・総務課長

(6) 主な意見・質疑 18：32～

- 事務局 今回引き上げる場合は、平成 29 年度以来、6 年ぶりの引き上げとなる。近年のプラス改定は、平成 27 年度、平成 26 年度、マイナス改定は、令和元年度、平成 25 年度、平成 24 年度となっている。
- 委員 事務局案の改定内容はこれでいいと思う。  
報酬等の額に関係するものではないが、特別区人事委員会の勧告概要資料（2 ページ目）の、「人事・給与制度に関する意見」には、障害者の雇用促進ということが書かれている。そして、この法定雇用率 2.6%を達成した区は、13 区とある。文京区は、この法定就業率を達成したか。また、障害者を受け入れたときの能力を發揮できる職場環境整備（実務の担当割も含む。）などの状況はどうか。
- 事務局 障害者雇用の法定雇用率については、文京区は、法定雇用率を下回っている。実際に採用した後の仕事については、個々により職場で配慮等が必要な場合もある。一人ひとりに合った仕事を用意しきれていない現状も見受けられる。今後、採用を進めていくに当たって、どういう仕事を切り出してしていただくか、それぞれの個人が持っている能力をいかに最大限活用していくかということは、検討課題として捉えている。
- 委員 身体的な障害者というのは分かりやすいが、障害者雇用の障害者の中には、精神的な障害者も含まれていると思う。特に難しいのは、その精神的な障害者の雇用かと思うが、それについてはどうか。
- 事務局 精神障害者の雇用は、3 年ほど前から採用が始まっている。かかりつけ医と連携しながら、個別に対応しているところ。
- 事務局 正規職員以外でも、会計年度任用職員として任用し、体調の状況や得手不得手などを事前に把握し、軽作業から業務に携わってもらっている例もある。
- 委員 民間の会社の場合、役員等の給料が上がるということがあまりないと思われる。若者の給与改定になる場合が多いが、役員等は上がる場合でも少ししか上がらないのではないか。今回、勧告通りとなれば、若者も特別職等も同様の率となる。このことは、自治体としては、普通のことなのか。また、区の歳入が沢山入ってくる見通しがあればいいが、資料説明があった通り、ふるさと納税をする方が多く、文京区の税金が流出していることを聞いたので、特別職の報酬等の改定をする分、今後、どのようにお金を増やしていくことを考えているか。
- 事務局 区長は、御存知のとおり選挙で当選して 4 年間任期を務める。議員もかなり年齢層は幅広く、30～70 代となっている。年齢に関係なく議員の報酬として受け取るのが、労働者の対価との違いである。
- 事務局 財政面について、文京区の歳出額の予算規模というのは、年々増加傾向にある。一方で、蓄えは、ほぼ横ばいである。今後どのように確保していくか、については、歳入の方であれば、特別区税や特別区交付金などの一般財源をある程度確保しつつ、事業を実施する際に国・都の補助金等の歳入を確保していくことは重要である。また、歳出の方は、色々な事業をしていく中で目的が達成したものか、事業の中身が今の時代に合っているかなど、「スクラップ&ビルド」を

進めていく。更に、入札制度、プロポーザル（企画競争入札）等により、民間のノウハウを活用しつつも事業者を競争させて適正な金額に落としていくことなど、歳入歳出の両面からしっかりと財政運営をしていくことが重要である。

委員 特別職の報酬等の額には関係ないが、若年性認知症の方に対する区の対応を伺いたい。

事務局 若年性認知症に関わらず、認知症施策は、国の大きな課題となっているが、文京区では、社会福祉協議会に協力いただき、若年性認知症の方が語り合ったり、そのご家族同士が悩みを共有する場として、月1回集まる場を設けている。また、地元企業とともに認知症検診事業を実施している。

委員 区職員が若年性認知症等になる場合は、辞めさせるという判断になることもあるのか。もしくは、仕事の場所を変えたり、業務を変えたりするのか。

事務局 職員からそういったご相談があれば、配置転換等は検討することになる。

委員 職務が遂行できないと、分限による退職というような規定はあるのか。

事務局 通常は病気休暇、その後、休職（分限処分）になるが、3年間は病気休職、3年が経過した時点で復職できる見込みが立たない状況になれば、分限処分という対応になる。

会長 皆様から様々なご意見をいただいたが、全員一致の結論とすることが努力目標となっている。会長としては、事務局案に出ているように、勧告のとおり引き上げることを審議会の結論としたいと考えるが、いかがか。

全員 異議なし

会長 答申文については、事務局に案をまとめてもらい、近日中に委員の皆様へ送付の上、ご確認いただきたい。その後、内容を確認の上、区長に答申文をお渡しする流れでいかがか。

全員 異議なし

会長 日本経済の状況はまだ良いとは言えないが、今年頃から経営側も少しずつ上げていこう、という雰囲気になっている。文京区の特別職の報酬等が、23区中、22位、23位、特別区内の順位が良し悪しを決めるわけではないが、賃金を少しずつ上げる風潮を前向きに捉え、日本経済が成長していくように思っている。以上で、審議会を終了する。皆様のご協力、熱心な審議に感謝したい。

—終了— 19:00